

議第117号

山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月県条例第60号）の一
部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県個人番号の利用に関する条例

第1条中「及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供」を削る。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

別表第1中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項から第10項までを削り、第11項を第6項
とし、第12項を第7項とし、第13項から第16項までを削る。

別表第2中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同表第8項中「保護者
等」を「保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護
者等をいう。第11項において同じ。）」に改め、同項を同表第7項とし、同表中第9項を第8項と
し、第10項から第12項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第3を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、
個人番号を利用することができる事務の範囲を変更する等のため提案するものである。

議第118号

山形県防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

山形県防災会議条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県防災会議条例の一部を改正する条例

山形県防災会議条例（昭和37年10月県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「14人」を「19人」に改め、同条第4号中「8人」を「20人」に改める。

第4条第1項中「58人」を「62人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、山形県防災会議条例第3条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員（関係行政機関の職員である委員を除く。）の任期の満了する日までとする。

提 案 理 由

山形県防災会議の委員のうち自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから知事が任命する者等の定数を変更するため提案するものである。

議第119号

山形県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例の制定について

山形県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例

山形県地方港湾審議会条例（昭和49年3月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第8項」を「第12項」に改める。

附 則

この条例は、港湾法等の一部を改正する法律（令和7年法律第25号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提 案 理 由

港湾法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。